

一般社団法人 社内ラジオ推進協会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は一般社団法人社内ラジオ推進協会と称する。

第2条 (目的)

企業が社員に対して行うラジオ番組を世の中に広く啓発・推進し、働きがいを感じ、楽しく働ける会社を増やし、よりよい社会を作る事に貢献する事を目的とする

第3条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、以下の各号の事業を行う。

- (1) 企業が社員に対して行うラジオ番組の普及に関わる講演・イベント及び教育
- (2) 企業が社員に対して行うラジオ番組のために必要な人材の育成及び普及活動に関わる研究及びその助成
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を大阪府守口市におく。

第5条 (公告)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

第6条（構成員の種別）

当法人の構成員は、社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2. 社員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める要領で申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。

3. 会員は、当法人の目的に賛同し入会する個人、法人又は団体とし、会員として入会しようとする者は、理事が別に定めるところにより申し込み、理事の承認を受けなければならない。

第7条（会費）

社員及び会員は、当法人の経費に充てるため、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 納付された入会金及び会費は、退会・除名であっても返還できないものとする。

第8条（任意退会）

社員は、社員総会において別に定める要領で届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、3か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2. 会員は、理事が別にさだめるところにより届け出ることをもって、任意に退会することができる。

第9条（除名）

社員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- （1）本定款その他の規則に違反したとき。
- （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2. 会員が以下の各号いずれかに該当するに至ったときは、理事の過半数の決定により、当該会員を除名することができる。

- （1）本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 (社員及び会員の資格の喪失)

前2条の場合のほか、社員は、以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員の同意があったとき。

(2) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

2. 前2条の場合のほか、会員は、以下のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理事全員が同意したとき。

(2) 当該会員が解散したとき。

(3) 会費を納入せず、督促後なお会費を6か月以上納入しないとき。

第11条 (社員及び会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

社員及び会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員又は会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

第12条 (権限)

社員総会は、一般法人法に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議する。

第13条 (社員総会の開催)

定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、以下の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事の過半数が開催する旨の決定をしたとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求を行った社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

第14条（開催地）

社員総会は、主たる事務所の所在地又はその近郊において開催するものとする。電磁的方法による開催もこれを妨げない。

第15条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき、代表理事がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記した書面又は電磁的方法をもって、開会日より1週間前までに、社員に対して通知を発する。

第16条（社員総会における議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第17条（議決権の代理行使）

社員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、1名とし、当法人の議決権を有する社員であることを要する。

2 前項の場合には、社員又は代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

第18条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第19条（決議）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- （1）社員の除名
- （2）定款の変更
- （3）解散
- （4）その他法令で定めた事項

第20条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事がこれに署名又は記名押印するものとする。なお、この議事録の作成及び、議長及び出席理事の署名は、電磁的方法によって行うことを妨げない。

第4章 役員

第21条（役員の設定等）

当法人に、以下の役員を置く。

- （1） 理事2名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち2名以内を副代表理事とすることができる。

第22条（役員を選任及び資格）

理事は、社員総会の決議により、当法人の社員の中から選任する。ただし必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の過半数により、選定する。

3 副代表理事を置くときは、理事の過半数により、選定する。

4 理事については、それぞれの理事と次の各号で定める特殊な関係のある理事との合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事の配偶者

(2) 当該理事の三親等以内の親族

(3) 当該理事と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(4) 当該理事の使用人

(5) 前各号に掲げる者以外で、当該理事から受ける金銭その他資産によって生計を維持している者

(6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

第23条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第21条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

第24条（解任）

理事は、社員総会の決議によって、解任することができる。

第25条（報酬）

理事は、無報酬とする。ただし、当法人は、理事がその職務を遂行するために要した費用を支払う。

第26条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の過半数の決定による承認を得なければならない。

- （1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- （2）自己又は第三者のためにする当法人との取引
- （3）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第27条（責任の一部免除又は限定）

当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 計算

第28条（事業年度）

当法人の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第29条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第30条（残余財産の処分）

当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第31条（剰余金の非分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更及び解散

第32条（定款の変更）

本定款は、第19条第2項に定める社員総会の特別決議をもって変更することができる。

第33条（解散）

当法人は、一般法人法第148条1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第19条第2項に定める社員総会の特別決議により解散することができる。

第7章 附則

第34条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

第35条（設立時の役員）

当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事及び、設立時代表理事 高間 俊輔

設立時理事

高瀬 進

第36条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 [REDACTED]

設立時社員 高間俊輔

住所 [REDACTED]

設立時社員 高瀬 進

第37条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和6年9月12日

以上、一般社団法人社内ラジオ推進協会設立のため、

設立時社員 高瀬 進 の 定款作成代理人兼設立時 社員 高間 俊輔 は、
電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

設立時社員 高瀬 進

上記設立時社員の定款作成代理人 兼 設立時社員 高間 俊輔 電子署名